

民商共済の素晴らしいを全会員に伝え、助け合いの輪をもっと大きく広げよう 共済会拡大理事会

民商共済の素晴らしいを全会員に伝え、助け合いの輪をもっと大きく広げよう
共済会拡大理事会

1月22日に民商会館大ホールにて、共済会の拡大理事会が開催されました。

例年であれば、この時期に開催される理事会は新年の顔合わせとして懇親会とセットで行われてきましたが、コロナ禍のため持帰り弁当付での開催となりました。各支部からは20名の参加がありました。

最初に高橋理事長より、共済活動を迅速に行うために各支部の理事、共済係の力を貸して欲しいとの挨拶がありました。

春の運動の方針案では、昨年実施された「大腸がん検診」「集団健診」の活動についての報告が。大腸がん検診の陽性者には各支部にて再検査を促す活動を強めることが提起されました。

学習交流会では、共済三役より次の内容で説明がありました。

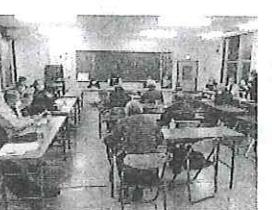
①健康診断の重要性 駅前支部 小池さん
定期健診と特定健診の違いについての説明がありました。

②共済申請手続き 石山支部 山本さん
共済会総会で配布した「共済活動ファイル」の活用について説明がありました。

③事業継承 関屋支部 大島さん
事業継承を進める際の条件、事務手続きについて説明がありました。

最後に、各支部の活動に対し表彰を行い、共済会加入者の拡大目標（1月～3月）が承認され終了となりました。

「目くぱり・気くぱり・心くぱり」を合言葉に活動を広げていきましょう。



新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話 (243) 0141
21年2月1日

日程	第4回常任理事会	2月1日
重税反対全国統一行動	SNSセミナー	2月2日
		3月11日

申請要綱にない書類まで求めてくる 給付金申請で不当事例が横行

持続化給付金で申請要綱に無い書類を求める不当事例が相次いで起きています。新型ウイルスの勢いが止まらない現在、給付を最優先に行うべきです。

大江山支部のAさんは4月に売上が半分以下に落ち込んでいましたが、「他人に迷惑をかけたくない」と申請を躊躇していました。しかし売上減少が続き藁をもつかむ気持ちで持続化給付金を申請しました。

しかし申請の必要書類が揃っているにもかかわらず、「2018年の確定申告書」や「請求書とそれに紐づけられる銀行口座のコピー」などを求められています。Aさんは「政府の考え方方が対応に出てている。困っている人を助ける気がない。総選挙では野党に頑張ってもらいたい」と怒りをこめて話しています。



第2回 ビジネススキルアップセミナー SNS講座のご案内

日 時：2月2日(火) 19:00
会 場：東区プラザ

青年部と経営対策部共催のビジネススキルアップセミナーはSWOT分析講座に続き、今回は「SNS講座」を開催します。

SNS講座では、実際に「インスタグラム」と「フェイスブック」を使用して商売に活用している2人の講師を迎える、「これから始めたいと思っている人」「始めたけど使い方がよく分からない人」など初心者向けの内容となっています。是非、ご参加ください。

松浜支部

1月14日に北地区公民館にて確定申告学習会が開催され昼・夜の部を合わせて13名が参加しました。

イスは売上が少なっても消費税の申告をしなければならなくなる恐れがある制度。学習して制度廃止の声を上げほしい。様々な制度について書いてある商工新聞は読めばためになる。読んで業者仲間に勧めてほしい」とインボイス制度の危険性と商工新聞の拡大を訴えました。

学習会では確定申告の変更点について（基礎控除額や扶養控除の判定など）と、消費税について（インボイス制度、本則・簡易課税の違い、課税・免税業者になる時など）の2本立てで行いました。

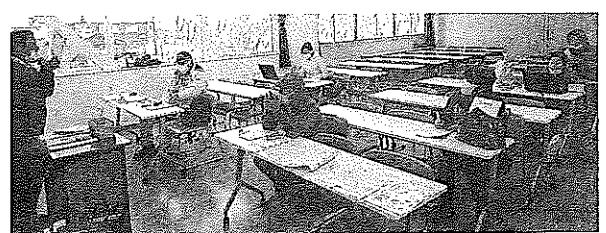
「免税業者がだが消費税をもらつていいのか?」などの質問のほか、「持続化給付金の2回目はな
いのか?」など新型ウイルス対策制度に関する事も話題となりました。

1月21日、山濱支部は渡辺支部長を中心と
7名の参加で申告準備学習会を行ないました。

自主計算ノンコトを活用し 国目の権利を保障している憲法を基に、「納税すべき税額が、納税者のする申告により確定すると国税通則法で定められている」など、納税者の権利が話し合わされました。

その後、自主計算ノートを使い、勘定科目や売掛金、買掛金の確認や集計の仕方、收支内訳書および申告書への転記の仕方などが説明されました。

産の質問や、前田支部役員からの配偶者特別控除の質問などが出されたるたび、渡辺支部長が丁寧に説明することでみんな納得。日々の自主計算活動の大切さを確認し合い、3・13統一行動に向けて士気を高めていました。



申告學習会 各支部で開催！

木戸支部

- 国の特別定額給付金 → 非課税
(一人一律 10万円) (申告不要)
- 都道府県・市区町村からの給付金など → 一時所得
(50万円の特別控除有)
- 持続化給付金・家賃支援給付金など事業への給付金 →
事業収入へ加算 (消費税は不課税)

※給与と年金の両方がある方は、基礎控除が10万円増えたにもかかわらず、給与所得控除と年金控除が合わせて20万円減り、増税となるため、給与所得と年金所得の合計から最大10万円を給与所得から控除します。

商工新聞『確定申告のワンポイントアドバイス』参照

いる会員から「売上の一部の決済に電子マネーを利用しており、その処理方法は?」などの質問が。また「使用される力一代会社やQRコードにより、事業主が負担する手数料の率が違う一律ではないので処理が大変」と複雑な記帳実務に怒りの声も出されました。

自主計算パンフレットの中の業者を取り巻く情勢のところを読み合いました。次の確定申告書の日程など話し合に終了しました。